

令和6年第6回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長橋本正は、令和6年6月21日付を以って、同6月28日午後2時00分から鹿嶋市役所3階305会議室において、第6回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 第4 報告第1号 農地法第5条第1項第7項の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 制限除外の農地の移動について
- 第5 決議案斉1号 令和6年度全国農業新聞の普及推進について

出席委員（13名）

1番	桐澤	いづみ	君	2番	笹本	真由美	君
3番	石津	彰	君	5番	山本	清治	君
6番	今村	太一	君	7番	大槻	勝敏	君
8番	出頭	勝美	君	10番	清宮	茂信	君
12番	笠貫	順一	君	13番	橋本	正	君
14番	野口	嘉徳	君	15番	大川	喜美	君
16番	永作	幸雄	君				

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚	俊行
事務局課長補佐	飯島	優
事務局主査	児島	教夫

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	山口	和範
--------	----	----

会 議 の 経 過

(開会 午後2時01分)

議 長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和6年第6回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

14野口嘉徳君、15番大川喜美君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程第3、議案第1号ないし議案第6号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

議案第1号番号4について、6番今村太一君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、議案終了までお待ちいただき、まず番号4について審議いたします。事務局に説明を求めます。

主査児島教夫君。

主 査 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号4についてご説明いたします。

譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりで
ございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農
業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲
受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機2台、田植
機1台、コンバイン1台、噴霧器4台、農用トラック2台、農作業に従事す
る日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約176アール、
借入地約147アールでございます。申請地の作付け計画は水稻、野菜を予
定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号4谷原地内案件について、14番野口嘉徳君。

14番 はい、14番野口です。6月27日に現地確認をしました。現在は休耕地
であります。水田に復元することは十分可能でありまして問題ないと考え
ております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報
告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第1号番号4について、原案のとおり許可することにご異議ございま
せんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号番号4については、原案のとおり許可するこ
とと決定いたします。

議長 ただいま、議案第1号番号4については、審議終了いたしましたので、6
番今村太一君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議長 次に、議案第1号番号1ないし番号3を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主査 児島教夫君。

主査 番号1についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につ
きましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転し
ようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有
権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、

トラクター1台、耕運機1台、農用トラック1台、田植機1台農作業に従事する日数は年間160日、農地の所有につきましては、自作地約51アール、でございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。以前平成30年第2回の総会にて所有権移転の許可がでておりますが、許可後に違法にて農地改良を行っており再三連絡を取り是正指導を行ってまいりましたが、本人譲渡人は出来ませんとの回答であり、今回本申請地を譲り受け耕作するとの申請であります。また、本申請地については、7月に畑にしたい旨の相談があり農地改良協議申請が提出されることになっております。

続いて、番号2につきましては番号1の地続きでございます。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、農用トラック1台、田植機1台農作業に従事する日数は年間160日、農地の所有につきましては、自作地約51アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

最後に、番号3について借人、貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、使用貸借権を設定しようとするものです。借受人の農機具等の保有につきましては、トラクター6台、うねあげ機1台、田植機1台、芋堀機2台、消毒機2台、コンバイン1台、トラック3台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約354アール、借入地約1532アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

番号1ないし番号2田谷地内案件について、12番笠貫順一君。

12番 はい、12番笠貫です。番号1、番号2について26日に現地調査を行いました。その結果、特に問題ないと判断いたしました。ご審議の程、よろし

くお願いいたします。

議 長 次に番号3角折地内案件について、1番桐澤いづみ君。

1番 はい、1番桐澤です。番号3についきまして26日に現地確認をしてまいりました。甘藷を予定しているとのことでしたが、現状はまだビニールハウスが建っている状況で中を整理していましたのでこれから取り壊す感じで特段問題はないかと思えます。以上です。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第1号番号1ないし番号3について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号番号1ないし番号3については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号2につきまして、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。

申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号3につきましては、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より接続契約の案内の写し、再生可能エネルギー発電事業計画認定通知の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号4について、転用目的は砂利採取の一時転用でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。施設概要ですが、面積は計3,456平方メートルで、掘削する深さは8メートルであり、採取する掘削量は、砂・砂利が86,164立方メートル、表土が14,940立方メートルとなっています。埋立土砂については、鹿嶋市和地内の土砂であります。被害防除ですが、防護柵はネット、トタン等を張り、高さを1.5メートル以上とし、立入禁止や危険などの危険標示の設置、定時巡回を行う計画です。また、雨水は敷地内の採取池に流入させ、境界沿いの表土はよく締め固めて築堤として使用する計画です。他法令等の調整ですが、鹿嶋市長より農地等の一時転用許可申請に係る意見書、砂利採取事業に伴う大型車両通行に係る道路使用許可書の写しが添付されております。砂利採取については、令和6年6月5日付け茨城県鹿行県民センターへ提出した砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融

機関の預金通帳写しが添付されております。

つづきまして番号5について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

最後に番号6について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長　なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

15番　大川喜美君。

15番　はい、15番大川です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、6月17日月曜日でございます。調査委員につきましては、出頭会長代理、野口委員そして私と事務局より児島主査、堀本職員の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし6につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程，よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦勞様でした。ただいま事務局の説明，調査を行った委員からの結果報告について，ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん，ご意見ご質問等ございませんか。

それでは，お諮りいたします。

議案第2号番号1ないし番号6について，原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め，議案第2号番号1ないし番号6について，原案のとおり許可することと決定いたします。

なお，議案第2号番号4につきましては，転用面積が30アールを超えますので，改正農地法第5条第3項において準用する農地法第4条第5項の規程に基づき，（一般社団法人）茨城県農業会議，常設審議委員会の意見を聴取することを事務局に命じます。

議 長 次に，議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。

目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者，申請地につきましては，議案書記載のとおりです。変更理由ですが，許可書の期間が令和5年8月4日から令和6年7月18日までとなっておりましたが，製品の出荷減少により予定どおり進まなかったため，認可日から令和7年7月18日まで期間を延長する申請であります。関係書類については，鹿嶋市施設管理課へ大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和6年5月9日付けで茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」の写しが添付されております。農地部分の砂利採取計画については申請時から変更ありません。その他施設の概要，被害防除等の変更はありません。

説明は以上でございます。ご審議の程，よろしくお願ひいたします。

議 長 なお，鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき，現地

調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

15番大川喜美君。

15番 はい、15番大川です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきましては、につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

議案第3号番号1について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 次に進む前に確認したいことがあります。道路使用許可書を出してはいますが、工事が終わった後道路が破損している所があります。それに関しては業者の方が修正すると昔からなっていると思いますが、それ以外に使用中にかなり破損箇所が見られる。特に荒野地内の小学校の辺りで農道舗装は3センチメートル位しかアスファルトがありません。そうすると道路の端が対向車とすれ違う時にタイヤが埋もれ更に陥没したりえぐれたりしてしまう。そういう箇所について工事が終わるまで補強等をせずそのまま使用している所があるので業者に注意突起をしていただきたい。

事務局 担当課である施設管理課の方へその旨伝えさせていただきまして対応を要請して参りたいと思います。

議長 地元の人からも苦情が出ていますのでよろしくお願ひします。

議長 それでは異議なしと認め、議案第3号番号1について、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いた

します。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします
初めに番号1をご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の
利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、
議案書記載のとおりでございます。本件土地は、農振農用地区域外の農地で、
昭和63年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が畑となっている
ことから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものであります。
これらを確認する資料として、「昭和63年10月14日撮影、空中写真」
が添付されております。

次に、番号2をご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現
在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、
議案書記載のとおりでございます。本件土地は、農振農用地区域外の農
地で、平成15年頃から山林となっておりますが、登記上の地目が畑となっ
ていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものであ
ります。これらを確認する資料として、「平成14年10月28日撮影、空
中写真」が添付されております。

次に、番号3をご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現
在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、
議案書記載のとおりでございます。本件土地は、農振農用地区域外の農
地で、平成6年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が畑となっ
ていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものであり
ます。これらを確認する資料として、「平成4年10月10日撮影、空中写
真」が添付されております。

最後に、番号4をご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、
現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきまし
ては、議案書記載のとおりでございます。本件土地は、農振農用地区域外の
農地で、平成6年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が畑となっ
ていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものであ
ります。これらを確認する資料として、「平成4年10月10日撮影、空中

写真」が添付されております。

以上、農地法関係事務処理の手引きに基づき「非農地となってから20年以上経過しているもの」等証明の範囲に該当すると思料されます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

15番大川喜美君。

15番 はい、15大川です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号4につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

議案第3号番号1ないし番号4について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号番号1ないし番号4については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

議案第5号について、12番笠貫順一君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、議案終了までお待ちいただき

ます。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。令和6年6月10日付け、鹿嶋市長より農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農業経営基盤強化促進法第19条4項の要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課長 議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。まず、貸借期間3年未満の土地についてご説明いたします。畑の新規については1筆で面積が1,908平方メートルとなっております。次に貸借期間3年から5年の土地についてご説明いたします。畑の新規については2筆で面積が6,241平方メートル、再設定については1筆で面積が3,768平方メートルとなっております。次に貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については1筆で面積が2,740平方メートル、畑の新規については4筆で面積が3,721平方メートルとなっております。以上合計いたしますと9筆で、面積が18,378平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

ただいま、議案第5号については、審議終了いたしましたので、12番笠

貫順一君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年6月10日付け、鹿嶋市長より農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については3筆で面積が3,481平方メートル、畑の新規については5筆で面積が10,687平方メートルとなっております。以上合計いたしますと8筆で面積が14,168平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に日程第4、報告第1号ないし報告第4号についてであります。

報告第4号「農業会議諮問（農地法第5条）について」は記載のとおり。
報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」ないし
報告第3号「制限除外の農地の移動届について」は、鹿嶋市農業委員会事務局
処務規程第6条に基づき専決処分いたしました。

議長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

「異議なしの声多数」

ないようですので、次に日程第5、決議案第1号「令和6年度全国農業新聞の普及推進」について事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは、決議案第1号「令和6年度全国農業新聞の普及推進について」
ご説明いたします。

農業新聞の促進普及にあたりましては、全国農業会議所における農地利用
最適化を強化するための全国農業新聞普及推進3カ年運動に基づき全国農
業新聞普及に関する申し合わせ決議採択の要請がされているものでありま
す。鹿嶋市におきましては、現在44部の購読がされておりまして、今年度
の目標部数を50部と定めているものでございます。

説明につきましては以上でございます。

議長 次に編集委員会委員長より「全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決
議」を読み上げていただきます。

編集委員会委員長清宮茂信君。

委員長 はい、清宮です。令和年度全国農業新聞の普及推進について、「全国農業
新聞」普及推進に関する申し合わせ決議

農業委員会の最重点事項として位置づけられている「農地利用の最適化」
の推進にあたっては、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることか
ら、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化を強化するための全国農業新
聞普及推進3カ年運動」に呼応し、農業委員会関係者が一丸となって全国農
業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記の3点の取
り組みを強力に進めることを申し合わせ決議する。

記

1. 農業者や農村現場への農政情報および農業委員会活動の普及、浸透
と、地域の情報を発信するため、全国農業新聞を活用した情報提供活動

を行う

2. 農業委員・農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う

3. 令和6年11月21日までに購読部数50部の達成を目指す

令和6年6月28日 鹿嶋市農業委員会

議長 ただいま編集委員会委員長が読み上げた文面のとおり、決議することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、決議案第1号「令和6年度全国農業新聞の普及推進」について、「全国農業新聞の普及推進に関する申し合わせ」のとおり決議することと決定いたします。

これで、本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第6回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時43分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員会 議長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人